

島本町障害者施策推進協議会 要点録

(令和6年3月12日作成)

1	会議の名称	令和5年度第5回・島本町障害者施策推進協議会		
2	会議の開催日時	令和6年3月7日(木) 午後2時00分～3時20分		
3	会議の開催場所	島本町役場 地階 第五会議室	公開の可否	㊦・一部不可・不可
4	事務局(担当課)	健康福祉部福祉推進課	傍聴者数	0名
5	非公開の理由 (非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
6	出席委員	小寺会長、永井副会長、相田委員、井戸委員、岩田委員、奥村委員、河野委員、外村委員、谷川委員、花田委員、森川委員、山内委員 (以上12名)		
7	会議の議題	(1) 自立支援協議会意見聴取について (2) パブリックコメントの回答(案)について (3) 障害者計画等の最終案について (4) その他		
8	配布資料	● 会議次第 ● 座席表 ● 資料1 自立支援協議会意見照会結果 ● 資料2 パブリックコメント結果(案) ● 資料3 障害者計画等の最終案 ● 当日配布資料 アンケート調査報告書		
9	審議等の内容	別紙のとおり		

令和5年度第5回・島本町障害者施策推進協議会 要点録

(令和6年3月7日(木)開催)

開会

事務局

ただいまから、令和5年度第5回「島本町障害者施策推進協議会」を開会する。

本日は、12名の委員にご出席をいただいている。

島本町障害者施策推進協議会条例第5条第2項の規定により、委員の過半数の出席があるので、本日の会議が成立していることを報告する。

次に配布資料の確認をさせていただく。

(事務局から配布資料の確認)

【案件1】 自立支援協議会意見聴取について

会 長

案件1「自立支援協議会意見聴取」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料1に基づき説明)

会 長

質問や意見はないか。

委 員

1事業者からのみ意見の提出があったということか。

事務局

今回自立支援協議会に所属する町内事業所に改めて計画案について意見照会を行ったが、昨年11月にすでに各事業所へのヒアリングを実施しており、そこで事業展開や町へのご意見は一定頂戴している。本件はその際にいただいたご意見を踏まえて策定した計画案について、改めてご確認いただいたもので、結果としてご意見の提出があったのは1事業所であった。

委 員

照会は文書で行なったのか。

事務局

各事業所にメールで照会させていただいた。

【案件2】 パブリックコメントの回答(案)について

会 長

案件2「パブリックコメントの回答(案)」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料2に基づき説明)

会長

質問や意見はないか。

委員

パブリックコメントの2番目の意見で、計画の策定体制と推進体制への当事者の参加が望まれている。現在の計画案には「障害者・家族等」が構成員として記載されているが、当事者の参加ということなので、家族と区別して記載してほしい。島本町は高槻市や茨木市に比べて当事者の参加が少ないように感じるため、ぜひ当事者の参加を促してほしい。

会長

協議会の役割として、当事者の意見をいかに反映させていくかということは重要である。当事者の意見と家族の意見は相反することもある。当事者の声を第一に考えることは大事な部分かと思うので、記載については検討いただきたい。

委員

1番目の意見に対して、町の考え方として「認知症高齢者見守りネットワーク」と「いまどこネット」を活用しているとあるが、すでに登録者をリスト化するなどしてネットワーク化しているのか、あるいはこれから実施していくものなのか、教えていただきたい。

事務局

「認知症高齢者見守りネットワーク」と「いまどこネット」については、すでに運用を開始している。「認知症高齢者見守りネットワーク」については、行方不明になる可能性がある認知症高齢者の方に事前登録をしていただき、事案が発生した際に連携して捜査ができるようにするものである。「いまどこネット」については、事前の登録制ではなく、事案が発生した際にネットワークで捜索していくものである。

委員

「認知症高齢者見守りネットワーク」に登録されている認知症高齢者は何名か。

事務局

手元に資料がないため、確認のうえご報告する。

委員

登録する際は、例えばスマホのアドレスや位置情報なども情報として入るのか。

事務局

「認知症高齢者見守りネットワーク」については高齢介護課の主管となり、既定の登録様式に氏名や住所等の必要な情報を事前に記入していただく。本人のスマホと連動させるというのではなく、登録事業者が行方不明時に一斉に検索できるよう情報を共有するものである。

委員

保護者やご家族が積極的に動いて登録すれば良いが、登録方法がわからない人にはどう働きかけていくのか。

事務局

周知については、認知症相談支援員や地域包括支援センター、ケアマネジャー等により、認知症高齢者として把握している方には情報提供を行い、登録を勧奨している。また、町の広報やホームページなどでも周知を図っている。ご指摘の通り認知度はまだ低く、周知啓発について工夫をしていく必要があると思うが、できる限りの周知を図っており、今後も継続的に行なっていく。また、「いまどこネット」については社会福祉協議会で構築されている制度で、事前登録は不要なものとなる。社会福祉協議会に相談・連絡があった際に、登録されている福祉委員を中心に検索していただけるもので、こちらの制度についても社会福祉協議会と協力して役場でも周知を図っていきたい。

委員

「いまどこネット」は、事案が発生した際にメールなどで登録者（検索協力者）に連絡が入るので、名前や写真等は個人情報の関係で出せないが、年齢や性別、服装、背格好などを共有して検索するものである。この制度によってこれまでも何名か行方不明者を発見することができている。登録者に日常的にシステム確認のためのテストメールが送られてくるなど、普段からその情報を確認するように訓練も行なっている。

委員

「いまどこネット」には私も登録しているが、福祉委員や民生委員に声かけがあり、メールで登録する。今のお話の通り普段からテストがあり、メールが届いたら社会福祉協議会に連絡するなどの訓練をしている。有事には個人を特定できない内容の情報を共有し、近くにそういう方がいないか検索するものだが、検索にあたる登録者が多い方が、行方不明者が見つかりやすいかと思うので、町としても啓発を進めてほしい。

委員

私は障害児の家族のものだが、「いまどこネット」については知らなかった。私の子どもも行方不明になったことがあるが、例えば作業所などにも情報提供をされているのか。

委員

社協だよりはほぼ毎回掲出している。

事務局

認知症高齢者については、ある程度把握できているため周知も進めているが、「いまどこネット」についてはまだまだ周知が必要と考えている。町としても各種広報媒体や福祉の手引き等に掲載し、周知の強化を図っていきたいと考えている。

委員

特別支援学級に行っていたり、作業所に行っている重度の方に情報が直接届くようにしてもらえるとありがたい。

委員

私も家族が何度も行方不明になって探した経験がある。いなくなるのは夜間が多いが、夜間でも捜索していただけるのか。

委員

いつでも連絡いただければと思うが、登録者の状況により夜間や土日などは難しい場合もある。

委員

町民に啓蒙して登録者を増やしていくことが必要である。

事務局

先程ご質問のあった認知症高齢者については、55名が「認知症高齢者見守りネットワーク」に事前登録いただいていると担当課に確認したのでご報告する。「いまどこネット」については、捜索側のネットワークの拡大が必要であると感じている。今は福祉委員が中心となっているが、社会福祉協議会と連携し、裾野を広げて拡大していきたい。

委員

パブリックコメントの6番目と8番目の意見は共通するものかと思うが、6番目の意見で「手話奉仕員養成研修がいまだ検討中」という指摘がある。いつから検討中であり、また実施できていない理由が何かあるのか、教えていただきたい。町の考え方として、計画期間中の実施見込みについて、「無」から「検討」に修正するとあるが、行政では、できないことを「できない」と表現せずに「検討」という表現を使うことが多いように思う。対象者は少ないと推測されるが、数が少なくとも、当人の人権として大事なことではないかと思う。

事務局

手話奉仕員養成研修については、福祉計画案の33ページに記載しているものだが、確かに実施できていない状況が数年来続いている。しかし、手話奉仕員養成に関する取組をまったくしていないということではなく、社会福祉協議会において手話ボランティア養成研修を行っている。手話ボランティア養成研修と手話奉仕員養成研修との違いとして、手話奉仕員養成研修は国が規定するカリキュラムが難しく、受講に時間もかかり、講師の確保も必要になるということがある。ハイレベルな講座となると準備や講師の確保も大変であり、受講者を確保していくことも課題となる。島本町の規模で、単独で実施していくのは厳しい状況であり、未実施が続いているが、大阪府など広域

には町民も参加できる講座はある。以前の計画から、社会福祉協議会と協議のうえ手話奉仕員養成研修の実施について検討を続ける旨は記載していたが、計画の見込量としては「無」にしていた。今回はもう少し踏み込んで、見込量として「検討」という記載にした。

委員

パブリックコメントの意見では大山崎町では実施されているとあり、規模の小さな自治体でも実施しているのではないかと。

委員

他市町村の事例を調査されたことはあるのか。実施に際するネックとなっているのは、講師の問題なのか。

事務局

実施に向けた課題は先程ご説明した通りである。確かに規模の小さい自治体でも広域で連携しているところはある。大阪府の研修は全府民対象にしており、町民も参加できるが、広域連携も含めて検討すべきだと考えている。

委員

大阪府で実施するような広域的なものについて、町民の参加を促すことはできないのか。

事務局

大阪府で実施している手話関係の研修については、町内のボランティアサークルにも周知し、なるべく参加していただけるようお伝えしている。

委員

近隣の自治体で実施されているところに町民が参加できるよう調整はできないのか。

事務局

ご意見について整理させていただく。第6期計画では、町としては手話奉仕員養成研修の実施は「無」で、社会福祉協議会のボランティアセンターへの補助により、手話ボランティア養成研修の活動を支援するというスタンスであった。第7期計画では、手話奉仕員養成研修について「検討」と変えさせていただいた。町としては実施できればと考えているが、講師の確保と町内に受講者のニーズがあるのかが課題であり、調査が必要と考えている。以前近隣自治体に、負担金を払うことで島本町民を研修に受け入れてもらえないか打診したことがあるが、基本的に受講者は実施する自治体内に限られるということで、受け入れてもらえなかった。実施にあたってはかなりのボリュームのカリキュラムがあり、時間が必要となるため、受講者にとってもハードルが高いものと考えられる。広域での実施が可能かどうかも含めて、今後検討していきたい。

委員

この意見について、どれくらいの数の人や団体が希望されているのかは把握できないのか。

事務局

パブリックコメントのご意見は、基本的には個人のものとなる。

委員

手話ボランティアと奉仕員は違うのか。

事務局

ボランティアと奉仕員の指す意味合いや役割としては基本的に同じだが、手話奉仕員養成研修については国がカリキュラムを定めており、その研修内容が異なる。

委員

7番目の意見で、医療的ケア児支援について書かれている。福祉計画案の19ページに記載されている内容で、医療的ケア児等コーディネーターについて、福祉関係2名、医療関係0名を配置するとあるが、社会福祉士などの福祉専門の方が医療的ケアに携わることができるのか。また、町に専従する職員を置かれるのか、あるいはどのような資格をもって務められるのか、教えていただきたい。

事務局

今回は国の基準により、福祉関係、医療関係それぞれの数値目標を設定した。医療的ケアというと喀痰吸引や人工呼吸器の管理などがあたるが、医療的ケア児等コーディネーターはこれに従事するのではなく、基本的には相談支援や医療的ケア児支援のためのコーディネートをするのが役割となる。今のところ町が委託する相談支援事業所のスタッフが医療的ケア児のコーディネートにもあたることを想定している。福祉職の人材が担う予定のため、このような記載になっている。

委員

8番目の意見にあるデフリンピックとはどういう意味の言葉か。

委員

デフは耳の聞こえない人の英語である。

【案件3】 障害者計画等の最終案について

会長

案件3「障害者計画等の最終案」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料3に基づき説明)

会 長

質問や意見はないか。

委 員

大阪府の指導が細かく入っているようだが、町に負担増が発生するのではないか。

事務局

特に福祉計画は、国の基準、そして府の基準がさらに細かく設定されているもので、計画に関する府との協議で細かく指導が入る。負担ということではないが、府内の整合性を図るために、基本的には府基準に沿って修正を加えている。

委 員

ページ番号が見えなくなっている箇所があるので、修正をお願いしたい。

事務局

修正させていただく。

【案件4】 その他

会 長

その他の案件として、委員から何かあるか。

特になければ、事務局から何かあるか。

事務局

本日が今年度最後の会議となり、計画に係る審議も最終となる。今後、今回いただいた意見の反映や府協議の内容について、事務局より会長にご確認いただく。また、計画書が完成したら、事務局から委員の皆様へ計画書を送付させていただく。次年度以降は計画の進捗について本協議会でお諮りしていくことになる。進捗の報告については例年秋以降に行なっているが、日程については改めてご案内させていただく。

委 員

最後に、社会福祉協議会の広報、ホームページについて、「いまどこネット」は障害者向きというより認知症高齢者向きのもので書かれているように感じる。障害者の見守りはまだまだ浸透しておらず、高齢者を対象にしているもののように感じた。

事務局

「いまどこネット」については社協だよりも記載されており、障害者や子どもも対象として周知されていると思うが、そう感じられないということであれば工夫が必要と考える。

委 員

社会福祉協議会では産前産後の若いお母さんへの支援に人気があり、申し込みも非常に多いが、確かにボランティアも高齢者が多く、そういう方に情報提供をすることに時間をかけてしまっている面があることは否めない。

委員

関係機関にポスターなどが掲示されているだけでも違ってくるのではないか。事業所の利用者が行方不明になったケースもあるが、社会福祉協議会が関わってくれたケースや、自分たちで探したケースもある。「いまどこネット」を知っていたら利用していたかもしれないので、周知の工夫は必要であると思う。

事務局

「いまどこネット」は対象を幅広く設定しているものであるため、今後社会福祉協議会とも協力して周知に努めていく。

会長

制度については色々と改善していく必要がある部分もあるかと思うが、できるだけ住民に周知が進むように努めていただきたい。

本日の案件は全て終了した。これにて閉会とする。

<閉 会>